

パブリックコメント制度の流れ

市の基本的な政策等の案を策定

【市の基本的な政策等】

- (1) 市の基本的な施策に関する計画
- (2) 市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案



政策等の案及びその資料を広く公表し、これに対する市民等からの意見を募集

【公表の方法】

- (1) [市のホームページへの掲載](#)（別・操作マニュアル参照）
- (2) 市民情報センターでの閲覧
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付
- (4) 市広報みやざきへの掲載、報道機関への発表 など



市民等が意見等を提出（提出期間は30日程度を目安とする。）

【提出の方法】

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出



提出された意見等を考慮し、意思決定

- | | | |
|-------------------|---|----------------|
| ・ 政策等の案に反映できる意見等 | → | その意見等に基づき案を修正 |
| ・ 政策等の案に反映できない意見等 | → | 反映できない理由をとりまとめ |



策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表

- ・ 案を修正したときは、修正内容及びその理由を併せて公表。
（意見等の提出者への個別回答は行わない。）



市の基本的な政策等の実施

（ただし、条例等議会の議決を要するものは議会に提出）